

池 叢A 119
A-78
1

經濟更生資料第一輯
昭和十年二月

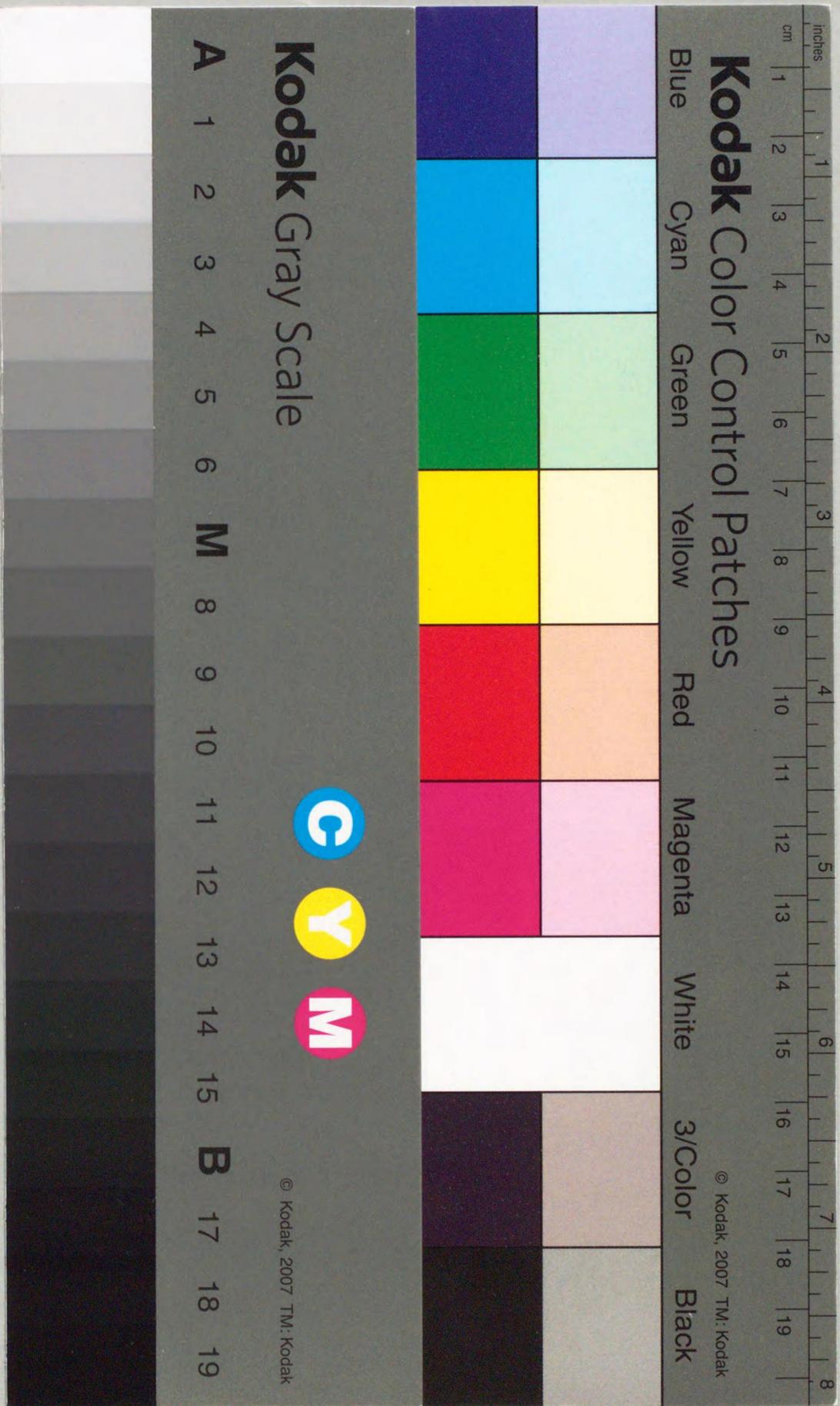
國有林野の經營と地元關係

秋田營林局

立憲民政黨
政務調查館

10.7.15

叢A 119
1



DM535
20

叢A
119



81W44223

~~835970~~

序
言

本輯は地元經濟に關聯を有する國有林野の各種制度施設事業等の一般的大要を概觀したるに過ぎずと雖も亦以て國有林野經營と地元經濟との有機的依存關係を窺知し得るに足るべく一は國有林野の社會的認識の一端に資すると共に一は各自相互間の執務上の參考に供せんが爲め茲に謄寫に代へ印刷に附したるものなり其の具體的事項に關しては更に漸を逐ふて發刊の豫定なり

昭和十年二月

秋田營林局長 島田春夫

第一

總

目

次

一、緒

言

一

二、國有林野成立の沿革

一

三、管轄區域

三

四、國有林野の市町村別所在關係

七

第二

各

說

一、概

觀

一〇

二、薪炭材其他地元各種特殊産業の助長の爲にする供給林

一一

三、委託林

一六

四、社寺保管林

一七

五、部分林

一七

六、一般貸付使用

一八

(イ) 有料貸付使用

一八

(ロ) 無料貸付使用

一九

七、開墾適地

二〇

八、牧野

二一

九、賣拂處分

二三

十、保安林

三四

十一、保護林

三五

十二、砂防設備

三五

十三、海岸砂防

三七

十四、木炭倉庫

三六

十五、授産施設……………三

(イ) 根曲竹の利用……………三

(ロ) 「ナメコ」の人工栽培……………三

(ハ) 松脂の採取……………三

(ニ) 樹實の食用化……………三

十六、移動式簡易製材機……………三

第三 國有林野各種事業設備

一、森林鐵道、軌道、林道……………三

二、簡易運搬裝置……………三

三、事業用電話……………三

四、潤葉樹簡易製材工場……………三

第四 國有林野事業と地元労働關係

(一) 國(公)有林事業従事労働者並賃銀の動態……………四

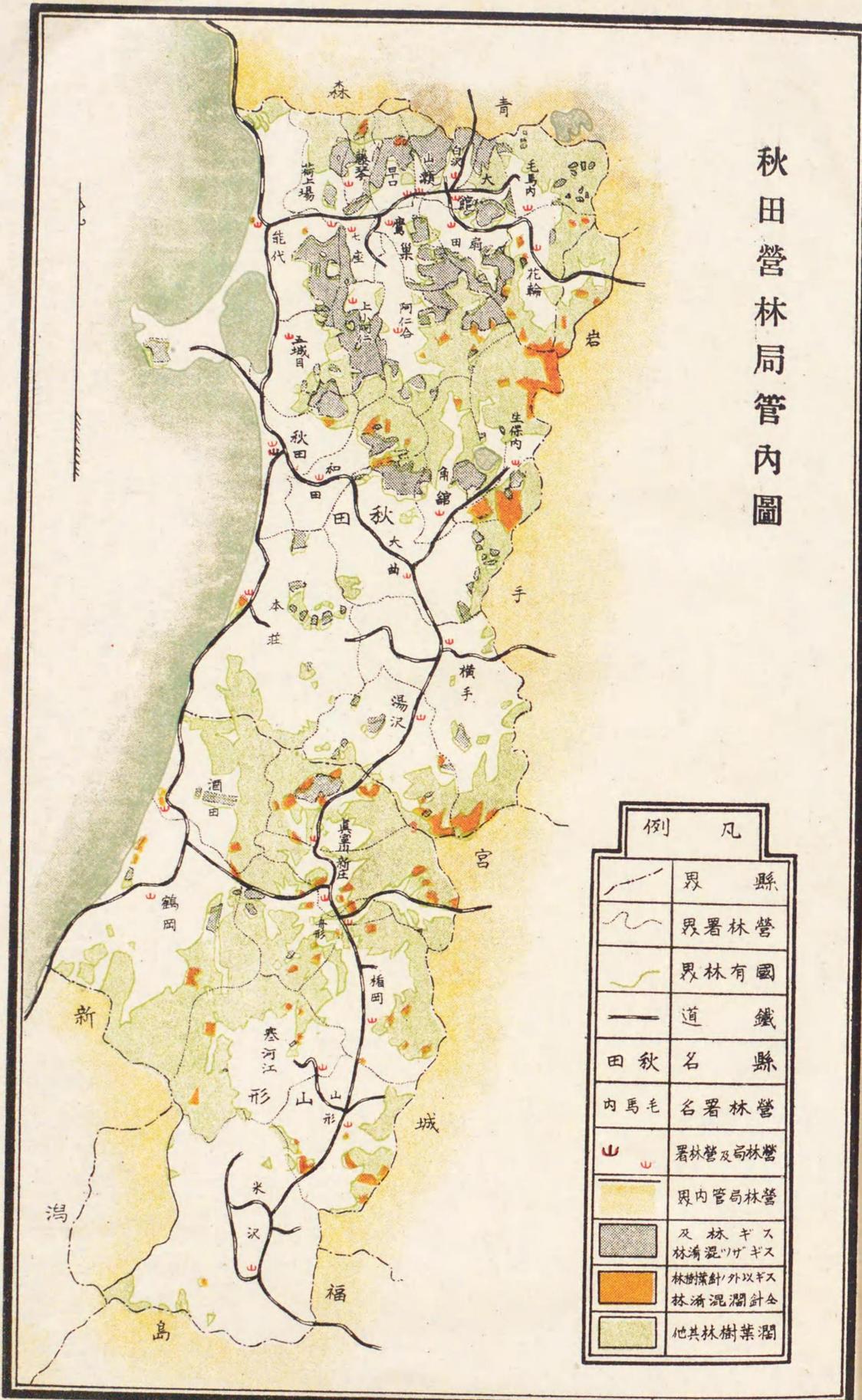
(二) 國(公)有林事業従事労働者並賃銀の靜態……………四

第五 民有林指導狀況……………三

第六 造林用種子乾燥場設備……………三

第七 國有林野所在市町村交付金……………三

秋田營林局管内圖



國有林野の經營と地元關係

第一 總 說

一、緒 言

國有林野と地元産業經濟との相互依存關係は、益々緊密の度を加へつゝあるが故に、國有林野經營の如何は、直接間接地元農山漁村經濟の盛衰に至大の關係を有すると共に、他面地元民の協力無くしては、國有林野の合理的經營又不可能なる狀況にあり。されば營林局署は、國有林野の管理經營に當りて、特に慎重考慮を爲し以て遺憾無きを期しつゝあり。即ち地元産業經濟の動向、地元住民の生活狀態等を洞察するは勿論、更に地元農山漁村の經濟更生、産業の發展、地元住民の生活安定の爲め、可及的に國有林野の機能を伸暢し、以て諸般の施設に付最善の努力を續けつゝあるなり。

然るに東北地方に於ける經濟恐慌は、益々其の猛威を振ひ、容易に之が克服を見ること能はざるものあり。而して農山漁村經濟更生運動は、今や三ヶ年の過程を経て漸く其の實績を擧げんとしつゝあるに際し、地元市町村産業經濟に對し密接不離の有機的關聯を有する吾が國有林野の使命は、愈々重大を加算しつゝあり。要之一面國有林野は國民經濟上重大なる使命を擔ひつゝ、地方産業經濟の發展に對し力強き寄與を續け、然も他面國庫財政上に貢獻を齎しつゝ不斷の生命を保持しつゝあるなり。

以下國有林野が地元産業の助長及國民民福の爲め現に實施しつゝある制度及施設の概要を略述せん。

二、國有林野成立の沿革

現在の國有林野は舊藩時代に於ける純藩有、幕領の林野を最小限度に決定繼承して、今日に及びたるものなるが、以下舊藩時代の藩有林並に之が維新後の推移を簡單に分説し、以て、國有林野成立の沿革の一端を明確せん。

(一) 舊藩時代の藩有林

我邦の土地に關する制度は、往時にありては、總て國有主義なりしも、藩政時代の上期より中期に至り漸次諸藩に於て事實上所有權を認むるに至れりと雖も、土地の賣買は之を禁止せるを以て、其の所有權は頗る制限的にして、單に使用收益の權能を認めたるに過ぎず。右の如き狀勢の下に自然に藩有、私有の區別を設けらるゝに至り、諸藩の林制制度も亦發達の緒に就きたるが、之等各藩の林制中最美林地を抱擁する秋田藩の林制最も完備し居りしを以て、之に就て略説し、他は藩有林の名稱を擧げ置くに止むべし。

(1) 秋田藩(秋田縣北秋田、山本、雄勝、平鹿、仙北、河邊、南秋田の各郡及秋田市の一市七郡は之に屬す)

藩私有の區分を明かにしたるは、實歴年代以後に屬し、之を大別すれば

御直山、運上山……………藩有

郷山(一村又は部)符人山(一個人の)……………私有

右の外社寺林、地頭林(士族の所有又は其の造林)各種備山(概して官衙校舎の)あり。

(イ) 御直山。藩の直接經營せる森林にして、概して青木即ち杉、楡の生立せる森林なり。能代木山方支配下の能代川

上七十四ヶ山は此種に屬す。尙施業上の必要と特定事業の關係とに依り、御札山、御留山、平山、銅山掛山、金山領

御圍山等あり。

(ロ) 運上山。代金を徴收して雜木、柴草の採取を許したる森林の謂なり。尤も本制度は藩内南部にのみ行はれ、北部

能代木山方内には、別に木元米なる制度あり。即ち能代川上九十八ヶ村を材木郷と稱し、各村より木元米を徴し、雜

木、柴草は自由に採取せしむると共に、各村に輪番を以て斫伐、造材、運材を命じ、徴收したる木元米は、之を當番

の村に交付し、以て直抽經費に充當せり。

(2) 南部藩(秋田縣鹿角郡及岩手縣二戸郡田山村は之に屬す)

留山、歩合取分山、水の目山、見守山、御忠信植立山……………藩有

(3) 庄内藩(山形縣東、西田川、及飽海各郡の大部分は之に屬す)

植付林、分散割合山、又は預け山……………藩有

(4) 新庄藩(山形縣最上郡の全部、及西北村山郡の一部は之に屬す)

御林山、平山林、差上山……………藩有

(5) 米澤藩(山形縣米澤市及、東、西、南、置賜の一市三郡は之に屬す)

御林、御注進林……………藩有

右の外秋田縣由利郡は本庄、龜田、矢島の三藩及仁賀保氏に、山形縣に於ては、山形、上の山、松嶺、天童、長瀨の各藩

分立し、尙、佐倉、館林、館、土浦、棚倉の各分領及高力領等あり。幕領又此間に分在せり。

(二) 維持後の推移

明治六年七月、太政官布告第二七二號を以て地租條例發布と成り、同八年三月、地租改正事務局設置せられ、地租改正に關する一切の事務を專管せしめたるが、舊藩時代の餘弊を受け未だ土地の官民有の區別劃然せざりしを以て、速に之が明確を期するの必要を生じ、諸法規の制定と共に翌年一月、山林原野等官民所有區分處分方法を定め、之を以て土地官民有區別の調査を遂行せり。而して此の官民有區分は獨り地盤を區分したるに止まらず、官有地上の立木に對し私有權を有するものをも調査區分せり。然れども右は地租徴收の基礎を確立する目的に出で、國有林野を調査するは直接其の本旨に非ざりしが故に、政府は同九年三月更に官林調査假條例を制定し、之に依り官林帳及官林繪圖を調製したり。之が調査に當りては、傳來の圖書又は地元民の申立に依り、舊藩治中に於ける取扱上民有と認むべきものは總て民有となし、資料上國有と認むべきものは之を國有林となしたり。當調査に當りては、從來の關係を考慮の上決定したるものなり。雖も、民有と認めたるもの尠からず。舊藩時代に於ける所有關係並收益關係を考慮の上決定したるものなり。

尤も地租改正處分は急速に完了を要する事情ありしと、其の業務の複雑多岐に亘る關係等の原因に依り、不合理に官林に編入せられたるもの必ずしも皆無なるを保し難かりし爲め、明治二十三年四月農商務省訓令第二十三號を以て、官有森林原野引戻の件、明治三十年八月農商務省令第十三號を以て、官有森林原野引戻申請の件及同三十一年六月農商務省訓令第十二號を以て、林野官民有區分調査會組織及調査方法を發し之が處理に努めたるも、未だ其の目的を達するに至らざりし爲、明治三十二年四月法律第九十九號を以て、國有土地森林原野下戻法を公布して地租改正處分の不備を修正し、以て現存國有林野の整備を爲したるものとす。而して國有林野法の制定を見、國有林野經營の基礎確立せられ、茲に全く其の目的とする合理的施業經營を行ふ事を得るに至れり。

斯の如き沿革を以て現在の國有林野は管理經營せられつゝあるものとす。

三、管轄區域

當局所管國有林野の管轄區域並面積に就き府縣別營林署別に掲示せば次の如し。

(昭和八年度末現在)

縣別	國有林野面積	内		譯		備考
		要存置	不要存置	官行造林面積	備考	
岩手	二〇、二二三 ^{ha}	二〇、二一四 ^{ha} ・五二三		八 ^{ha} ・八九四	二戸郡	
秋田	四〇一、七六四	四〇一、四六五・三七〇		二九八・九七四	但、鹿角郡七瀧村大字上向の一部及北秋田郡早口村の一部を除く其他一圓	
山形	三三三、四七三	三一〇、八八〇・七二二		二、五九一・七一五	但、西置賜郡小國本村、北小國村、南小國村及津川村を除く其他一圓	
計	七三五、四六〇	七三二、五六〇・六一五		二、八九九・五八三		

(國有林野面積は内譯面積を合計し、以下四捨五入、以下同し。)

營林署	管轄區域	管轄國有林野面積	内		譯		官行造林面積	備考
			要存置	不要存置	官行造林面積	備考		
花輪	岩手縣 二戸郡	二〇、二二三 ^{ha}	二〇、二一四 ^{ha} ・五二三		八 ^{ha} ・八九四	一二二 ^{ha}		
計	秋田縣 鹿角郡	二一、七九二	二一、七八一・九五九		九・九一七	二九五		
毛馬内	同	二八、一九七	二八、一八七・七六五		八・八二四	一二九		
扇田	北秋田郡	一一、四一四	一一、四一三・七六三		〇・五〇九	七一一		
白澤	同	三、三七二	三、三七二・二七〇					
山瀨	同	九、一四六	九、一四四・九二三		一・一〇六			
早口	同	一〇、二四六	一〇、二四五・四九九		〇・三九七	九〇		
鷹巢	同	一〇、八五五	一〇、八五二・七九〇		二・六〇六	二六七		
阿仁合	同	四四、三二五	四四、三一九・三五四		五・七一四	五五六		
上小阿仁	同	一八、三三四	一八、三三三・四六三		〇・一四九	二九四		
七座	同	四、一六	四、一一六・三四七					
荷上場	山本郡	一一、七二四	一一、七二四・四八二			三一七		
藤琴	同	七、四七七	七、四六一・六九六		一五・五五三			
能代	同	一三、一六五	一三、一六一・九六四		二・六四八	一、六九三		
五城目	南秋田郡	一二、七二九	一二、七一六・三一五		一二・三二七	四一三		
秋田	同	一、九九九	一、九九七・二六二		二・一三二	一、五一〇	内河邊郡(〇・四〇四)を上記不要存内由利郡(二・七四)置面積に含む	
計	秋田市	四、二九三	四、二九二・六二四		〇・三七六			
和庄	河邊郡	一七、五一三	一七、五一二・五〇一		二・五〇八	四八五		
本庄	由利郡	二一、一六八	二一、〇四一・〇五〇		一二六・九五〇	四、一八三		
雄勝郡	同	三九二	三九二・〇〇〇					
平鹿郡	同	三八六	三八五・三五四		〇・六四六			

計	大曲河邊郡	仙北郡	計	角館同	生保内同	横手平鹿郡	湯澤同	計	由利郡	計	秋田縣計	岩手縣計	酒田山形縣	鶴岡東田川郡	計	真室川最上郡
二一、九四六	四、五一四	一五、八五一	二〇、三六五	二一、〇五七	四七、二三四	九三〇	一九、七〇一	二四、八〇二	五、三八八	二五、〇八九	四〇一、七六四	二〇、二二三	三一、九九一	五七、三二三	七、九〇二	三六、七二三
二一、八一八・七六九	四、五一四・〇〇〇	一五、八四〇・八四三	二〇、三五五・三三二	二一、〇四三・五五四	四七、二三四・一七四	九三〇・〇〇〇	一九、六四五・七四五	二四、七八四・九五二	五、三七五・七二二	二五、〇二一・三〇八	四〇一、四六五・三七〇	二〇、二一四・五二三	三一、九七九・六五六	五七、二〇〇・七七四	七、六九八・九八四	三六、三八二・八三一
一・二七・五九六	—	一〇・一五七	一〇・一五七	一三・二三五	—	—	五五・二五五	一六・五八八	一二・二七八	六七・五三三	二九八・九七四	八・八九四	一一・二二六	一一・二二六	二〇・三〇一・六	三四〇・二五七
四、一八三	—	八〇九	八〇九	七九三	—	—	三、一〇一	二、一八四	九五	五四一	一六・六九七	—	二二八	二一〇	五二一	七三一

四、國有林野の市町村別所在關係

當局管内市町村總數四百六十一の内國有林野の存する市町村は岩手縣一、秋田縣百二十一、山形縣九十五にして、右の内町村總地積面積が國有林野面積の過半數を占むるもののみを揭示せば次の如く、又國有林野の全く無き町村は秋田縣百十六、山形縣百二十八、計二百四十四に及び。

新庄同	舟形同	楯岡北村山郡	寒河江西村山郡	山形東村山郡	山形南村山郡	計	米澤東置賜郡	西置賜郡	南置賜郡	計	山形縣計	合計
四二、九五〇	三八、〇九〇	三〇、六六三	四五、四四七	四、八二四	一〇、六二七	一五、四五七	二八九	八六〇	五、七八八	六、九三八	三二三、四七三	七三五、四六〇
四二、五一五・二一三	三六、九七〇・三二七	三〇、五三六・五九八	四五、三四〇・九五五	四、七四五・一九二	一〇、五七九・四〇〇	一五、三三〇・五九二	二八七・五二二	八五九・七八八	五、七七七・八七五	六、九二五・一九五	三三〇、八八〇・七二二	七三三、五六〇・六一五
四三四・五八五	一一九・二三七	一二六・二七七	一〇五・六九六	七八・七七九	四七・六〇〇	一二六・三七九	一・四七九	〇・二二二	一一・一二五	一二・八一六	二二、五九一・七一五	二二、八九九・五八三
—	—	—	六四一	一一五	二八七	四〇二	九八〇	七三二	一、〇六六	二、七七八	五、三一五	一一二、一三四

合	計	山						計	田							
		寒河江	楯岡	舟形	新庄	眞室川	鶴岡		酒田	湯澤	横手	生保内	角館	同河	大曲	和野
		西村山	北村山	同	同	最上	東田川	飽海	同	雄勝	同	仙北	河邊	仙北	河邊	由利
十八	九	七軒	大高根、福原、玉野	舟形、堀内、戸澤	稻舟	(金山)			九	皆瀬						院内、直根
十二	三		常盤	萩野			大澤	九			神代、檜木内	船岡	長信田			
二十九	十六	大井澤、西五百川 本道寺		大藏、古口、角川	西小國、東小國、豊田	安樂城、及位	大泉、東、立谷澤	田澤、日向	十二	秋ノ宮		田澤、白岩			岩見三内	

合	計	秋														計	岩手花輪	縣營林署
		五城目	能代	藤琴	荷上場	七座	上小阿仁	阿仁合	鷹集	早口	山瀬	白澤	大館	扇田	毛馬内			
		南秋田	同	同	山本	同	同	同	同	同	同	同	同	北秋田	同	鹿角	二戸	郡
				藤琴		落合		七日市	早口		矢立				宮川	〇		(町) 五〇%以上六〇%未滿
			響							山瀬			(小坂)	曙、柴平	〇		(町) 六〇%以上七〇%未滿	
		馬場目		粕毛		上小阿仁	前田、荒瀬					長木	大葛	(大湯)	一	田山	(町) 七〇%以上	

市町村總地積面積に對し國有林野が五割以上占むる町村

尙、市町村總地積面積に對し官民有林野の合計が六割以上を占むる町村數(山村數)は次の如し

縣名	市町村數	山村數
岩手縣	一	一
秋田縣	一二三七	七二
山形縣	二二三三	六七
計	四六一	一四〇

第二各説

一、概観

國有林野の經營は國家經濟、國土保安、地方産業の發展、國民の休養保健慰安等多岐の目的に出づること言を俟たず。而して今當局管内に於て國有林と地元との依存關係を考察するに、古來國有林内に於て薪炭原料採取の慣行ありし市町村又は部落に對しては、其産物の幾分を讓與し、旁々國有林の保護を委託する制度の下に委託林を設定し、或は開墾に適する個所は農耕地として希望により之を開放し、或は畜産上必要なる放牧地を限定して其用に供し、其他地元住民の自家用稼用として必要なる資材の供給をなし以て地元産業の助長に努むるのみならず、更に國土保安並一般公共用として必要なるものは保安林に編入以て施業を禁止或は制限し、或は反對に海岸砂防の如く、飛砂防止等の爲め積極的に施業し、其他公衆の娛樂、學術研究、森林施業上の考證及風致維持の爲め保護林を設くる等、各般の施設を爲しつゝあり。今此等地元市町村民の爲めに開放されつゝある國有林野面積を示せば次の如し。

縣	國有林野面積	開放面積				積	
		委託林	保管林	部分林	貸付地	放牧地	開墾適地
岩手	10,111ha	0ha	0ha	0ha	6ha	4,636ha	0ha
秋田	101,744ha	10,301ha	7,417ha	1103ha	811ha	18,833ha	1,421ha
山形	33,347ha	25,518ha	286ha	884ha	2,677ha	16,224ha	96ha
計	145,202ha	36,119ha	7,714ha	1,020ha	3,154ha	39,693ha	2,417ha

昭和九年三月末現在

二、薪炭林其他地元各種特殊産業の助長の爲にする供給林

國有林野地元住民の自家用、稼用薪炭材の供給には一ヶ年の所要分量を調査し、公私有林よりの供給可能量を考慮し、以て國有林よりの供給分量を定め、年々略同一分量を永久に供給し得る計劃を樹立するのみならず、或は地元特有の産業助長に必要な家庭工業用材、副業用材等は地元民の希望に應じ之が拂下を實行しつゝあり。現在薪炭材其他の資材の供給林面積を縣別に示せば次の如し。

秋田	11,011, 3,210 ha
山形	197, 524 ha
岩手	14, 640 ha
計	413, 484 ha

産物の拂下數量價格

昭和八年度に於て管内國有林より地元市町村民に拂下げたる産物の數量價格を縣別に示せば次の如し。

右の内菌茸、雜（此拂下價八・二四二圓。但し數量單位束を含まず）の採取區域面積、一ヶ年採取見込量、其使用狀況等利用狀態を調査するに次表の如し。

生産物は山菜（筍、ゼンマイ、ワラビ、フキ等）ナメコ、椎茸、舞茸、雜菌等

縣別	區域面積	一ヶ年生産			一ヶ年採取量			一ヶ年販賣		
		見込數量	自家用	販賣用	加工用	採取價格	數量	價格		
岩手	一九、四三・七八 ^{ha}	六七、五〇〇 ^{kg}	二三、五二五 ^{kg}	二九、五七五 ^{kg}	— ^{kg}	一、七四四・〇〇〇 ^円	一九、五七五 ^{kg}	一、四〇一・〇〇 ^円		
秋田	三三・八九・四五	二、七三三・四三七	九四八・六九四	四六六・二三四	五八、三〇〇	六四、〇七二・四四四	四四二、一七二	五四、六七六・六		
山形	二四、七九・二四	三、六〇〇・〇〇四	七二〇、五四五	三七、九七四	三三、九三七	三七、八一五・〇五〇	三四、八五六	二九、二三八・八		
計	五九〇、〇三・四七	六、〇〇一、〇〇一	一、六九二、七六四	八三、七八三	九二、一四七	一〇三、六六一・四九四	七六、六〇三	八五、三六六・九六		

三、委託林

舊藩時代より國有林内に於て薪炭原料採取等特殊の關係を有する地元市町村又は地元部落に對し、國有林の保護を委託し、一面に於て該林野産物の一部を譲與し以て愛林思想を涵養せしむると共に、他面に於て地元民の生活を安固ならしむる目的を以て、委託林を設定したるもの現在三百十七箇所、其面積二萬六千百十九陌に達す。之を縣別に示せば次の如し。

縣別	箇所數	面積	受託戸數		面積	材積		備考
			部落數	受託戸數		材積	價	
秋田	一〇五	二三五	—	一〇、七五九	一〇、六〇一	九、二〇〇 ^七	七、二三六・九一 ^円	
山形	二二二	二六三	—	一二、四六六	一五、五一八	一一、八五四 ^四	一一、三七五・四五 ^円	
計	三二七	四九八	—	二三、二二五	二六、一一九	二一、〇六一 ^一	一八、六一二・三六 ^円	

昭和九年三月末現在。讓與產物量は昭和八年度實際量とす。

四、社寺保管林

社寺は明治の初年其の領有せし土地の土地を命ぜられ、其結果經濟困難となるもの相當多きを以て、社寺の基本財産を造成するの必要を認め、併せて國有林野經營の完璧を期するの目的を以て、舊來よりの緣故關係を考慮して社寺保管林の設定を見たるものにして、即ち次表の如し。

縣別	箇所數	面積	材積		備考
			材積	價	
秋田	三	四二七 ^{ha}	二一一 ^{m³}	一、五八九・三四 ^円	讓與產物は昭和八年度實際量とす
山形	三	二八六	一一一 ^{m³}	七九・六四	
計	六	七一三	三二二 ^{m³}	一、六六八・九八	

昭和九年三月末現在

五、部分林

管内國有林につき部分林を設定せるは、部分林仕付條例、及國有林野部分林規則に依りたるものなるが、官民契約に基き國有地に、民間をして、造林を行はしめ、其の收穫期に到れば之が收益を契約に基き、一定歩合を以て官民分收するの制度にして、地方民の基本財産の造成、愛林思想の普及等を以て目的とす。之が箇所別面積次の如し。

官民	秋田		山形		計
	箇所數	面積	箇所數	面積	
二	一	— ^{ha}	九	一三七 ^{ha}	九
八	—	— ^{ha}	—	— ^{ha}	—
民	—	— ^{ha}	—	— ^{ha}	—
計	—	— ^{ha}	—	— ^{ha}	—

三官七民	一四	一八五	四七	五九一	六一	七七六
四官六民	七	一〇	三四	六七	四一	七七
五官五民	三	一一	三	七	六	一八
六官四民	一	一	三	八二	三	八二
計	二四	二〇六	九六	八八四	一二〇	一、〇九〇

昭和九年三月末現在

六、一般貸付使用

國有林野は國家自ら之が經營に任すべきを本來の趣旨とするも、地元産業の状態、又は地元民の生活等を考慮し、必要ある場合に於ては進んで耕地其の他の用途に開放し來りたる所にして、地元産業の助長、或は公用公益の目的に資し、以て國利民福の増進を計り來れり。而して國有林野法規に従ひ、或は料金を徴收し、公共用、公用、若は公益事業に供する目的の爲には料金を徴收せずして、之を許可し來れるものなり。

今所管林野につき貸付使用許可を爲したるもの、狀況を示せば左の如し。

(イ) 有料貸付使用

種別	岩手縣		秋田縣		山形縣		計
	面積	料金	面積	料金	面積	料金	
建物敷	1 ha	1 円	10 ha	111.20 円	10 ha	226.73 円	20 ha 238.93 円
農耕地	2	23.36	453	2,489.36	1,764	16,895.80	2,218 19,407.52
農耕附屬地	0.3	24.0	3	1,084.73	35	381.04	7 1,446.77
植樹地	1	1	6	41.98	577	4,433.98	584 4,455.96
總計	3.57	43.01	6,836	10,135.33	10,569	29,394.00	17,753 39,963.34

(ロ) 無料貸付使用

種別	岩手縣		秋田縣		山形縣		計
	面積	料金	面積	料金	面積	料金	
建物敷	1 ha	1	1 ha	1	1 ha	1	1 ha
農耕地	1	1.07	16	25.33	2	0.01	18 293.41
農耕附屬地	0.2	0.7	6	40.50	4	18.57	10 59.07
植樹地	1	1	6,100	3,733.65	8,085	6,443.94	14,557 10,442.93
學校及社寺用地	1	1	197	2,381.98	92	1,069.64	292 3,601.33
養魚場	1	1	1	0.2	1	1	3 1.22
採草地	1	1	1	1	1	1	3 3
其他	0.2	0.2	20	20	22	22	42 42
總計	0.4	0.4	95	143	143	143	238 238

昭和九年三月末現在

七、開墾適地

開墾適地は、大正二年頃より、同四五年迄と大正十一年頃との二回に亘り、國有林野内に農耕地として開墾に適する土地を調査し、爾後該土地には森林施業を積極的に行はず、地方の要望に應じ隨時、之を耕地として提供し來りしものにして、現に尙處分未済のものをも包含す。尤も國有林野の開墾適地の調査は一應の調査に過ぎずして、此他にても出願あり次第農耕可能の適地なる場合に在りては、特別の支障なき限り常に之を開放し來りたる所なり。次表處分済貸付地に就ては、前掲有料貸付使用の項目中に包含せらるゝものとす。

縣別	貸處		分付		地濟		處分		未済		合計
	面	個	田	畑	其他	計	田	畑	其他	計	
岩手	一・四	一				一・四					一・四
秋田	九五・六	一八	二四六・五	七二	四九・四	一	三九一・五	九〇	六五	一五四	一、八六二・六
山形	二三四・〇	三〇九	一、〇九一・一	四七六	二二・五	三	一、三五五・六	七九〇	二二〇	二六四	二、一七一・六
合計	三三一・〇	三三八	一、三四五・六	五四九	七二・九	四	一、七四八・五	八八一	一八五	四一八	一、四八六・六

昭和九年三月末現在

八、牧野

當局管内は奥羽の西北部に位し、山野に富み、氣候、風土は能く畜産業に適し、其起源詳ならずと雖も、遠く文武天皇大寶厩牧令中に秋田四十七牧の稱あり。又養老二年渡島の蝦夷來りて、馬千匹を貢すとあり。山形縣最上郡の如きも古來小國と稱し、今を去る九百有餘年前より畜産に従事し、爾後駿馬の繁殖充實を圖り、陸奥、出羽、兩國の牝馬を國外に販賣することを嚴禁せられたるが如きは文献により明かなる所にして、古來より畜産の盛なりしを窺知するに足るべし。又秋田縣にありては、慶長七年佐竹氏遷封せらるゝや深く畜産の改良に意を用ひ、其の制度を確立し、牛馬調帳を調製して其籍を明かにし、賣買に當りては馬判紙と稱する證票を交付し、駿馬の藩外販賣を禁じ、山野に對しては地燒證を下付して、牧野と林業の協調を計り、放牧を奨励して畜産の改良發達に意を注ぎ、又山形縣最上地方に於ても、享保年間戸澤氏の遷封せらるゝや親しく領内の實況を視察せられ、地勢其他の畜産に適することを認められ、御馬役の制度を設けられ以て優良のものには奨励金を下付する等、大に斯業の改良發達を圖れり。

維新後、廢藩置縣となりても其の現況に着目し、馬産は勿論畜牛に對しても、明治五六年頃既に牛乳搾取所を設置せられ、種類を選択して牧畜試験場を設くる等大に斯界の發達を圖り、従つて現在に於ても當局管内の牛馬は全國に相當名譽を博し居るものとす。而して、之に要する牧野に對しては其の時代の如何を問はず夫々考慮せしは固よりにして、明治以降國有林に對する施業方針、林制の確立を見るに至りて後も、此の點に充分意を注ぎ、牛馬の放牧、採草用地に對しては夫々法令を以て認容せられ、林牧の協調を計り來れるは既に知らるゝ所なり。而して馬産は獨り、産業としてのみ取扱はるゝものにあらずして、國防上亦重要な地位を占むるものなるを以て、大正五年以降之が維持改良に關し夫々調査を遂げたる結果、國有林内に於て從來馬産の爲め使用し來れる慣行を有する箇所を夫々區劃し、放牧及採草限定地として設定せらるるに至れり。其の狀況次の如し。

馬匹用放牧採草限定地調 昭和八年度

縣種 名別	馬産用放牧限定地		馬産用採草限定地		備考
	面積	認容頭數	面積	認容頭數	
岩手	二六三 ^{ha}	一五〇	一四八 ^円 ・二九	三五二 ^{ha}	二四八 ^円 ・三四
秋田	五、九二一	三、一二〇	一、八六八・二二	六、〇八七	三、七〇七・一五
山形	一、一七六	一、五六四	八一・七二	八、〇一七	六、四二四・八五
計	七、三六〇	四、八三四	二、八二八・二三	一四、四五六	一〇、三八〇・三四

以上の外管内の畜牛は地方産業の一として馬匹と共に改良發達を遂げ、之又國有林野を使用し來れる慣行を有するが故に、馬匹に對する限定地調査後引續き當業者及地方廳吏員の立會を得て協同調査を遂げ、夫々放牧専用地を區劃決定使用するを爲せり。尙前表限定地に認容せらるゝ以外の馬匹に對しても、國有林と地元産業との關係上放牧地を國有林に求むる必要あるものに對し、夫々放牧を許可し居れり。其の狀況を擧ぐれば次の如し。

限定地外牛馬放牧地調 昭和八年度

縣種 名別	限定地外畜牛放牧地		限定地外馬匹放牧地		備考
	面積	認容頭數	面積	認容頭數	
岩手	三、五〇九 ^{ha}	四四二	六六・〇〇 ^円	三一七 ^{ha}	一二二
秋田	四、五五七	一、七五九	一、一五二・〇五	四八三	一一〇
山形	三二二	一八〇	一八一・二三	一四〇	二三八
計	八、三八八	二、三八一	一、三九九・二八	九四〇	四八〇

尙前記採草限定地よりの生草を以て飼養し得ざる馬匹並畜牛飼養の爲め、生草を要するものに對しても貸付又は生草賣拂等により生草の採收を許可し居れり。其の狀況次の如し。

限定地外牛馬採草地調 昭和八年度

縣種 名別	畜牛用採草地		馬匹用採草地		備考
	面積	認容頭數	面積	認容頭數	
岩手	一 ^{ha}	—	一三五 ^{ha}	七一・九四 ^円	
秋田	一〇〇	一三・一七	六八九	二四二・一三	
山形	二五	一二・二〇	九九二	二九八・二〇	
計	一二五	二五・三七	一、八一六	六一二・二七	

畜産用牧野以外に農耕地に要する綠肥其の他屋根葺用等の爲め、萱其の他の生草を必要とするものに對しても、地域を設け、生草の採收を許可し居れり。其の狀況次の如し。

農耕地用其他の採草地調 昭和八年度

縣種 名別	肥料用其他		計	備考
	面積	認容頭數		
岩手	四九 ^{ha}	—	五〇 ^{ha}	
秋田	五七八	—	九九六	
山形	二、〇二五	—	五、五四二	
計	二、六五二	—	六、五八八	

九、賣拂處分

國有林にして之を合理的に管理經營するに適せざるものと共に、一面營林以外の用途に充つるを國家經濟上有利とするもの又尠からざれば、之を廢棄以て賣拂處分をなしつゝあり。之等面積は明治三十二年度以降昭和八年度迄約七萬陌

十、保安林

由來保安林は國土保安並一般公共の利益保持上密接の關係あるを以て、之が編入解除に關しては慎重考査を施し、治水治山の實績を期せり。而して現在保安林は國有林野總面積の一割九分強を占め其種類面積左の如し。

に達す。(山形縣分宮城大林區署當時即ち明治二十一年より大正元年度分不明に付含まず) 而して其處分中過半數は當該土地の緣故者に特賣をなせり。即ち市町村或は小學校基本財産造成の爲め、其他土地の緣故者に隨意契約を以て賣却し、直接間接地元部落民の要請に應じ、以て地元部落零細農の經濟發展に資しつゝあるなり。
當局管内に於て今後賣拂處分すべき不要存置約貳千六百十三陌あり。

種名	秋田		山形		岩手		計	
	個所數	面積	個所數	面積	個所數	面積		
土砂并止	二二	一四、三四六 ^{ha}	三四	一六、六二九 ^{ha}	—	—	五六	三〇、九七五 ^{ha}
飛砂防止	八	八一九	四	一一四	—	—	一二	九三三
水害防備	—	—	二	九	—	—	二	九
防風	—	—	一	—	—	—	—	—
潮害防備	—	—	—	—	—	—	—	—
類雪防止	—	—	三	二四五	—	—	三	二四五
水源涵養	五二	二九、二三〇	七二	七八、〇三〇	二	一六二	二六	一〇七、四二二
目標	—	—	—	—	—	—	—	—
風致	八	三〇	六	三〇	—	—	一四	三三
計	九一	四四、四二八	一四三	九六、一六〇	九	一八一	二四三	一四〇、七六九

昭和九年三月末現在

十一、保護林

著名なる景勝、名所舊蹟、公衆の享樂地、舊記傳説に依る名木の學術研究、森林施業上の考證に供せらるゝ森林並に特殊の産物は、一般公共の利益増進及國有林經營上特別の保護を加ふる必要あるを以て、普通施業地と區別して保護林となし、特別の施業法を採ると共に、歩道築設、觀賞樹の植栽等諸種の設備を爲し來れり。管内既設保護林は次の如し。

縣	郡	市町村	大字	地		設定の目的
				字	面積	
岩手	二戸	田山村	—	八幡平	三一六 ^{ha}	公衆享樂及學術研究
秋田	鹿角	宮川	長谷川	熊澤	六三三	同
同	同	曙	長井田	田ノ澤	五	同
同	北秋田	矢立	長走	下内澤	六三	學術研究、森林施業上の考證風致の維持
同	同	七座	麻生	七座山	一一六	同
山形	東田川	手向	—	藥師澤	二九	同
計	—	—	—	百々目木	一一六二	—

昭和九年三月末現在

十二、砂防設備

當管内國有林に於ては、維持後一度森林愛護の思想頽廢し、濫伐に陥りたることありしに基因して、林地の崩壞を招き治水上憂慮すべき状態となりたるもの尠からざるを以て、大正五年以來特に之等崩壞地に砂防設備をなすに至れり。即ち長木川、下内川、旭川、玉川、鞠子川、皆瀨川、矢込川(以上秋田縣)、月光川、立谷澤川、鮭川、大外川、銅山川、丹生川、野川、白水川、藏王川、鹿見崎川、酢川、高瀨川(以上山形縣)の各河川に於て砂防設備をなし、其經費實に七十二萬七千二百四十四圓を要したり。

昭和九年度現在其狀況を示せば次の如し。

十五、授産施設

季節的繁閑の差大なるに因りて生ずる農山漁村の餘剩勞力を生産化し、其所得の増加を圖り、以て經濟更生の資に供せしめんが爲め、管内國有林野より生産する各種副産物を利用し、以て山間部落に於ける副業助長の方途に供せしめんが爲既に各種の副業指導の施設をなすあり。而して更に簡易委託林制度の實施に伴ひ副産物加工技術の指導と販賣統制の勸奨に當らんとす。今此等の若干に就き記述せん。

一、根曲竹の利用

根曲竹は國有林内に天然に極めて豊富に繁茂するも、今最も多く分布する毛馬内外九營林署管内の蓄積を概観するに、洋杖向の根元六纏以上にして、且採取可能見込の數量實に壹百萬本に達す。從來は家内工業的副業として冬季閑散期を利用し僅に筴、籠の類を製作するに過ぎず。其利用範圍實に狭小にして、製品の販路の如きも亦地元に限られ居る状態なり。當局に於ては昭和九年に之が新規利用を計劃し、毛馬内營林署管内に洋杖製造工場を新設して事業を開始し、本格的に操業中なり。本事業の開始により製品は漸次各方面に賣捌かれ好評を博しつゝある一方、地元産業に對しても相當の刺戟を與へつゝあるを以て、更に本事業を授産施設として地方民に傳習せしめ、以て農山漁村經濟更生の一方途に資せんとす。

二、「ナメコ」の人工栽培

東北地方を主産地とする食用菌ナメコは其の風味可良、營養價豊富、罐詰製造の可能及價格の高價なる諸點より考察して、人工栽培として充分副業的採算を有す。然るに從來は殆ど天然生のものを探取し、之を自家食用に供し、或は一部罐詰として加工販賣するに過ぎず。従て民間に於て人工栽培を試むる者殆ど無き状態なりき。

當局に於ては「ナメコ」の人工栽培の普及を企圖し、昭和七年度中寒河江營林署内國有林に人工栽培を創始し、以來舟形、鶴岡、横手、湯澤、本莊、阿仁合、藤琴、上小阿仁、荷上場、秋田、生保内、眞室川の各營林署に於ても之を行ふと共に、民間にも極力有利なる事業なることを奨励實地指導に努めたり。其結果民間に於ける「ナメコ」人工栽培の機運を醸成し、國有林より資材の拂下をなし實行するもの簇出し、昭和九年末迄に其箇所數四十六、面積百二十三陌、柾木五千四百三十五立方米突に達せり。柾木一立方米突より最少「ナメコ」一斗五升を生産し得る見込なるを以て、農山村副業として將來有利なる事業と思料せらるゝが故に、益々之が指導奨励に當らんとす。

三、松脂の採取

松脂よりの分溜製品たる「ロゼン」は製紙用「サイズ」、塗料、印刷其他の用途に、「テレピン」油は塗料、溶劑、寫眞其他に使用せらるゝ重要な工業原料にして、其需要は年々増加の傾向にあり。然るに吾國に於て生産せらるゝもの極めて少く年々外國より輸入せらるゝこと三百萬圓以上に及ぶの状況にあるは、是要するに吾國松脂採取事業の不完全と不振に基因すと謂ふを得べし。

昭和八年林業試験場の朝案に依り當局管内本莊及酒田營林署管内に松脂採取試験地を設け、採取事業を開始し好結果を納めつゝあり。其方法に依れば作業簡易にして婦女子にも適するを以て、之を一般民間に指導し之が事業に當らしむるに於ては、單に林産物の集約的利用たるのみならず、輸入防遏の國家的意義を有する好適の農家副業たるを以て、漸次之が指導助長に努力せんとす。

四、樹實の食用化

「トチ」「ナラ」等の樹實は國有林野内に豊富に産するも、從來僅に一部山間部落民の素朴的食料に供せらるゝに過ぎず、多くは野鼠の徒食に委ね居る状況なるを以て、更に進んで之が一般食用化を圖り、凶作時に備へしむるの他常時の食品たらしむるの意圖の下に、昭和八年來林業試験場に依り「トチ」の實の簡易澁拔法及食品化加工法を研究中にして、既に一部の實績を見たり。更に荷上場、寒河江兩營林署に於ては、既に「トチ」の實加工の諸製法の講習會を開催し、部落の婦女子に傳習せしめたり。企業實現の日近きを信じ得べし。

尙參考として管内國有林生産樹實量(昭和九年十月調査)其他を掲ぐれば次の如し。

樹種	結實見込総量(升)	結實本數	一本當結實量(升)	採取可能量(升)	結實量に對する採取量(歩合%)	一粒當數	一升の重量(斤)	一升當採取費(圓)
とち	六、七〇九、七七七 (五、二〇九、四九九)	九〇、四八六	八、三三三 (六、四九二)	一、三三九、九五五 (一、〇四一、八八九)	一〇・〇	九三	一・二八八	〇・〇九二
くら	八、八二、五四二 (六、七二、五五一)	四三三、一一四	二、〇三三 (一、四四一)	一、九四、九九〇 (一、三八、五六六)	二二・一	二六二	一・五〇九	〇・一五六
おにぐるみ	五、七六、三五三 (五、六一、二九八)	一九二、一〇三	三、〇一一 (二、四一〇)	二、四七、〇〇〇 (一、四一、八七〇)	四・三	二三三	〇・九九五	〇・一九二

こ な ら	(二、三五、〇六五) (一、七九、四四八)	一、五九、八二二	(一、四九七) (一、二五)	三、八、八三六 (一、七、九二八)	九・六	七九〇	一・三三二	〇・一四七
み づ な ら	九、五七、〇一〇 (六、八四、〇〇七)	三、七五、三三六	三、〇一六 (二、五五四)	一、三、八二、三〇九 (九七八、三六四)	一四・四	四三三	一・四〇〇	〇・一五二
ぶ な	二八、八元、六九九 (四、四一、四九五)	二、二九、一四五	一、三五九 (一、六三三)	三、八八、二八四 (四、六三九、九五七)	一三・五	四・五七	〇・八三八	〇・三三八

十六、移動式簡易製材機

國有林野産物の買受人をして、從來製炭資材として利用するの外なかりし箇所に於て、林産物の加工に依り、地元産業の助長を企圖し、併せて林利を高むる方途として、九年度初めて移動式簡易製材機二基を据付け使用せしむることゝせり。現在据付使用箇所次掲の通りにして豫期以上の好成績を挙げつゝあり。

管 林 署	縣	郡	村	字	臺 數	備 考
本 莊	秋 田	平 鹿	八 澤 木	中 山	一	拂下物件 雜 二二六 m ³ 檜 六二五 m ³ イタヤ 六三三 m ³ ホ、 五九 m ³ 計一、六四五 m ³ 赤松 六三九 m ³ 栗 一八 m ³ 櫻 五 m ³
同	同	由 利	玉 米	深 山	一	拂下物件 ブナ 七五七 m ³ ホ、 一三三 m ³ イタヤ 八 m ³ 雜 八三二 m ³ 計一、六九八 m ³ トチ 四四 m ³ 檜 三八 m ³ セン 六 m ³

第三 國有林野事業設備

一、森林鐵道、軌道、林道

管内に於ける國有林野は概ね交通不便の地に存在するを以て、之が産物の搬出には從來殆ど積雪或は河川を利用する等原始的方法に依りたり。然るに之等は何れも季節的制限を受くるのみならず、或は木材の損失、損傷等を來し、其の不利不便尠からざるを以て、國有林利用開發の爲十數年前より斫伐造林事業の進展に伴ひ、系統的運搬設備の完備促進の要に迫られ、逐年之が實現を計ると共に、可成林道には軌道を布設し、主要なる幹線には機關車を運轉し、以て努力の節約と林利の昂進に多大の好成績を挙げつゝあり。更に之等機關車には特に専用者又は「トローリ」を連結し、以て山林關係者及地元町村民の便乗を許可し、或は沿線に於ける民材、農産物、日用品及礦産物等の輸送に利用せしめ、其實績實に多大なるものあり。左に昭和九年三月末現在各種林道の延長、民貨輸送の状況、便乗者數を掲ぐれば次の如し。

一、森林鐵道其他林道の延長

(1) 森 林 鐵 道	一五八、一九五 m
(2) 軌 道	六三五、一三九
(3) 索 道	一、〇六二
(4) 車 道	二〇四、九三九
(5) 牛 道	二三五、八七四
(6) 步 道	五、四八一、八二〇
計	六、七一七、〇二九

二、森林鐵道、軌道便乗者調

昭 和 五 年 度	同 六 年 度	同 七 年 度	備 考
二四九、八四五人	二八四、四九七人	二九六、一〇五人	

十二圓に上り、事業用以外一般に使用し居るは緊急已むを得ざる場合にのみ止め居るも、其の使用回数相當大にして効果も亦大なり。既往一ヶ年間の使用状況を管内三十二營林署につき調査すれば次の如し。

(自昭和八年十二月至昭和九年十一月)

1、木炭價格及検査其他打合	四八三件
2、木材商談	四七七件
3、農事に關する打合	一、三四四件
4、養蠶に關する打合	六七〇件
5、副業に關する打合	四件
6、産物拂下其他事務打合	八〇三件
7、町村事務打合	二、〇二〇件
8、兵事々務打合	一件
9、學校事務打合	一、一三八件
10、救農事業打合	二〇件
11、官役人夫家事打合	三、一三〇件
12、國有林視察	九七〇件
13、軌道使用事務	一、一八六件
14、火災豫防	二〇八件
15、電報取次	一九件
16、警察用務	二二〇件
17、病狀問合	一、三四八件
18、出産に當り産婆招聘	一三三件
19、急病發生の爲め醫師招聘	一、八〇一件
20、獸醫招聘	一七件
21、講習會通知	一六三件

22、來客消息問合	三二一件
23、急 用	一、七〇九件
24、登山者安否問合	二一件
25、登山者乗物斡旋	七〇六件
26、佛事打合	一八八件
27、死亡通知	五七四件
28、信用組合用務	一一件
29、急用にて自動車雇傭依頼	六〇六件
30、食料運搬	七件
31、山上氣象通報	一〇件
32、海上氣象通報	一件
33、漁業通報	二件
34、往來の安否	七一七件
35、雜 用	七、八八〇件
36、一般商用	五、八五八件
計	三四、七六六件

四、潤葉樹簡易製材工場

當局管内は森林植物帶上溫帶南部に屬し、「ブナ」「ナラ」「カヘデ」等の名種の有用潤葉樹頗る多く存し、其蓄積約六五、六〇〇、〇〇〇立方米突に達し、其内「ブナ」四〇、〇〇〇、〇〇〇立方米突、「ナラ」六、五〇〇、〇〇〇立方米突を主なるものとす。從來其大部分は薪炭原料材として伐採利用せられ居るのみなりしも、近年潤葉樹の利用價值漸く一般に認識せられ来るや、多量の蓄積ある「ブナ」の利用促進を期するため各所に簡易製材所を新設し、最新式の設備と諸種の處理法の下に、家屋其他建築の床板、横板其他草履裏板、曲木等に利用せらるゝ製材を行ひ之を市場に出して、「ブナ」其他潤葉樹の新用途を開拓すると共に、從來殆ど薪炭材としての外顧みられざりし潤葉樹の利用法に付範を示し、高價なる杉材に代ふ

秋田營林局管內既設瀾葉樹製板場職工調

昭和九

營 林 署	製 板 場	職																																				
		工																		場						乾												
		目 立		大 割 帶 鋸				小 割 帶 鋸				小割丸鋸		橫切丸鋸		鉋 機				實 鋸 機		原 動 機		其 他		計		天 然		人								
		主 任	手 傳	主 任	手 傳	主 任	手 傳	主 任	手 傳	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給	員 數	日 給					
員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給					
上小阿仁營林署	沖田面製板場	1	1.70	1	0.68	1	1.35	2	0.80			2	0.78 0.68																		1	0.70 (0.37)						
荷上場營林署	二ツ井製板場	1	1.70	1	0.65	1	1.55	2	0.70 0.65	1	1.30	2	0.65		1	0.70	2	0.75 0.75	3	0.45	2	0.70 0.65	2	0.75 0.60	1	1.20	2	0.65 (0.35)	21	16.55 (0.35)	2	0.70 0.65 (0.35)	1					
新庄營林署	大森山製板場	1	1.80			1	1.40	2	0.90 0.85					3	1.10 0.80 0.65	(1)	(0.42)	1	0.85	(1)	(0.45)	1	0.80			1	0.65 (0.40)	10	9.80 (1.27)	(3)	1	0.25 (0.40) (0.42)	(4)					
寒河江營林署	間澤製板場	1	1.70			1	1.20	1	0.65					3	1.10 0.60 0.55										1	0.65			7	6.45	1	0.70 (0.43)	(2)					
和田營林署	岩見製板場	1	1.20	1	0.50	1	1.50	2	0.70 0.65	1	1.20	2	0.70 0.50		1	0.75	1	0.80	2	0.70 0.65	1	0.70	2	0.90	1	0.80	(2)	(0.40)	16	13.15 (0.80)	(2)	1	0.70 (0.40)	(2)	1			
	計	5		3		5		9		2		4		8		(1)		4		5		4		4		4		4		63		(6)	6		(12)	2		(4)

秋田營林局管内既設瀾葉樹製板場職工調

昭和九年十二月現在

職		工																							備考						
		場													乾燥		仕譯結束	其他	總計		一ヶ年 見込給料	他町村 職工 見込給料	地元職工 見込給料								
		小割丸鋸		横切丸鋸		鉋機		實鋸機		原動機		其他		計		天然			人工					員數		日給					
員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數	日給	員數		日給					
		2	0.78 0.68									1	0.65	1	0.65	9	8.09	1	0.70 (1)		2	0.68 (2)	2	0.78 0.68	14	11.58 (1.07)	4,313.65	801.35	3,512.30	黒字ハ男()内 ハ女ヲ示ス	
2	0.65			1	0.70	2	0.75 0.75	3	0.45	2	0.70 0.65	2	0.75 0.60	1	1.20	21	16.55 (1)	2	0.70 0.65 (0.35)	1	0.80 (0.35)	1	0.95 (0.38) (0.35)	5	0.75 0.65	30	23.10 (3.18)	8,961.48	1,551.55		7,409.93
			1.10 0.80 0.65	(1)	(0.42)	1	0.85	(1)	(0.45)	1	0.80			1	0.65 (0.40)	10	9.80 (1.27)	1	0.25 (0.40) (0.42)		2	0.75	3	0.80	16	13.95 (2.91)	5,749.26	613.80	5,135.46		
			1.10 0.60 0.55									1	0.65			7	6.45	1	0.70 (0.43)		2	0.70	10	8.55 0.86	3,208.81	1,210.55	1,998.26				
2	0.70 0.50			1	0.75	1	0.80	2	0.70 0.65	1	0.70	2	0.90	1	0.80	16	13.15 (2)	1	0.70 (0.40)	1	0.65 (0.40)	1	0.70 (0.40)	7	0.90 0.85 0.70	26	20.45 (2.40)	7,791.85	1,602.70	6,189.15	
4		8		2		4		5		4		4		4		63		6		2		6		19		96	77.63 (10.42)	30,025.05	5,779.95	24,245.10	
				(1)				(1)						(1)		(6)		(12)		(4)		(5)				計 123	88.05				

場	上
場板製	
崎山上町井ツ	
月二年	
機	七
目手木三	
立押口方	
機鉋鋸鉋	
類機機機	
五	一
他カセ	二
ツラ、	
ナラ	
其ラ	
五	一
七	
其他	同
ラナラ	
セン、	
カツ	
ハツ	
家具材	其
其他	他
二	二
〇	五
七	二
同	和
	日
	県

造林、土木の各種事業共各年度に於ける労働者の数は毎年大なる變動なく、其需給關係は一般労働者と大體傾向を一にし、經濟界不況の現在に於ては、國有林野事業及公有林野官行造林事業は、勞銀の支拂迅速確實なると、其の基礎確固なるとにより従業者希望者頗る多し。従つて月別の動態も亦茲數年間大體同一傾向にあり。之國有林野及公有林野官行造林事業にして其實行の季節を誤るに於ては、其影響する所極めて大なるに鑑み、常に最適の季節を選定して實行し居るを以てなり。(別表は昭和三年度の調査なるも前記の如く現在の動態と大なる差異なしと認めらるゝに付き參考迄に掲げたり)。次に勞銀の高低に就ては事業の繁閑、經濟界の好不況等に因り差異あるは勿論なるも、之を概觀するに最近兩三年に於ては著しき變化を見ず。昭和元年度より同八年度に至る勞銀の累年比較次の如し。

林 造	年 度	別業事														
		杣		夫		製炭		ト口曳		荷馬車		製材職工				
		平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低			
昭和元年	平	一・七二	三・〇〇	〇・八五	一・四八	二・四五	〇・六七	一・九四	二・八五	一・二〇	四・〇八	五・九八	一・三四	一・六八	二・三三	一・二〇
二年	平	一・七九	三・五〇	〇・九〇	一・六四	二・六一	〇・六五	一・九〇	二・九七	〇・六五	四・四一	五・五〇	二・三六	二・二二	二・三三	二・〇〇
三年	平	一・九五	三・三九	〇・八〇	一・四二	二・八七	〇・六五	一・八〇	三・〇〇	〇・六五	三・五六	五・七六	一・三二	二・二〇	二・二〇	二・二〇
四年	平	一・九二	三・〇〇	〇・七〇	一・三八	二・二〇	〇・六〇	一・八五	二・九五	〇・五五	三・五〇	四・七〇	二・〇〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
五年	平	一・六四	二・三〇	〇・七〇	一・〇九	一・九六	〇・六〇	一・五三	二・三六	〇・七五	二・三二	三・八〇	一・三〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
六年	平	一・三九	二・〇〇	〇・四〇	〇・八三	一・八一	〇・四〇	一・二六	一・八五	〇・五〇	一・九〇	二・七六	〇・七九	一・八〇	一・八〇	一・八〇
七年	平	一・二六	二・〇八	〇・三三	〇・七〇	一・三〇	〇・四五	一・〇六	一・七三	〇・五〇	一・八四	三・〇〇	一・〇〇	〇・九五	一・五五	〇・五〇
八年	平	一・二六	一・八五	〇・五〇	〇・八〇	一・六〇	〇・四三	一・〇三	一・五三	〇・五六	二・〇五	三・〇〇	〇・七六	〇・九八	一・八〇	〇・六〇
昭和元年	平	一・一九	一・八三	〇・三五	〇・六七	一・〇〇	〇・三〇	〇・六三	〇・九〇	〇・二〇						
二年	平	一・一八	一・八四	〇・四〇	〇・七〇	一・一〇	〇・三〇	〇・六三	一・二〇	〇・二五						
三年	平	一・二〇	一・七五	〇・四五	〇・七〇	一・一〇	〇・四〇	〇・六三	一・〇三	〇・三〇						

官 四年 一・一六 一・六四 〇・五〇 〇・四一 一・一〇 〇・四〇 〇・六四 〇・二〇 〇・三〇

國有林事業從事林業勞働者月別動態調

年 度	種 別	四 月			五 月			六 月			七 月			八 月			九 月			十 月			十 一 月			十 二 月			
		延 人 員	人 頭 數	月人 末 現在員	延 人 員	人 頭 數	月人 末 現在員	延 人 員	人 頭 數	月人 末 現在員	延 人 員	人 頭 數	月人 末 現在員	延 人 員	人 頭 數	月人 末 現在員	延 人 員	人 頭 數	月人 末 現在員	延 人 員	人 頭 數	月人 末 現在員	延 人 員	人 頭 數	月人 末 現在員	延 人 員	人 頭 數	月人 末 現在員	
昭 和 三 年 度	斫伐事業從事	男	36,515	2,734	2,161	86,930	5,194	3,651	82,014	5,540	4,148	108,740	5,954	4,692	93,873	6,188	3,826	65,551	4,135	3,031	77,579	4,588	3,210	61,841	4,311	3,265	53,273	3,803	2,759
		女	6,411	462	386	8,856	649	397	7,729	527	411	7,780	663	405	5,968	642	299	6,427	501	283	6,228	414	286	5,078	398	299	4,406	374	181
	製材事業從事	男	70	3	2	244	10	10	278	10	9	183	10	8	248	10	10	273	10	9	294	10	9	155	6	5	128	5	5
		女	—	—	—	2	1	1	4	2	2	5	3	2	7	2	2	9	4	3	4	2	1	3	1	1	—	—	—
	造林事業從事	男	27,038	5,482	1,582	35,226	8,436	707	26,167	4,101	1,491	76,304	13,395	1,300	35,861	7,013	684	9,537	4,565	1,053	39,273	7,624	1,554	30,425	6,447	591	9,956	1,443	260
		女	19,006	3,955	1,090	14,312	3,073	341	10,044	1,483	420	16,363	2,592	442	9,852	1,427	333	7,821	1,222	295	7,574	1,400	395	6,117	1,244	156	749	203	61
土木事業從事	男	5,284	576	248	14,362	1,361	592	29,153	2,802	1,351	46,181	3,659	1,235	40,862	3,583	316	29,876	2,345	997	19,205	1,611	290	4,519	667	224	4,687	569	144	
	女	709	107	24	990	152	35	1,009	129	62	1,845	286	102	1,294	181	20	466	86	32	714	115	43	534	124	41	941	231	9	
其他事業從事	男	502	167	10	633	234	27	890	231	39	2,013	395	83	2,706	744	25	3,099	731	120	3,795	1,097	105	2,975	1,032	81	1,063	354	22	
	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	男	69,409	8,962	4,003	137,395	15,235	4,987	138,502	12,684	7,033	233,421	23,413	7,318	173,550	17,538	4,861	128,336	11,786	5,210	140,146	14,930	5,168	99,915	12,463	4,166	69,107	6,174	3,190	
	女	26,126	4,524	1,500	24,160	3,875	774	18,786	2,141	895	25,993	3,544	951	17,121	2,252	654	14,728	1,815	613	14,520	1,931	725	11,732	1,767	497	6,096	808	251	

公有林野官行造林事業從事林業勞働者月別動態調

昭 和 三 年 度	造林事業從事	男	7,884	2,247	480	6,670	1,357	255	3,280	991	257	11,077	2,701	345	6,140	1,397	269	6,554	1,674	238	7,348	1,717	299	3,995	997	65	696	210	8
		女	6,226	1,385	465	5,513	1,291	194	3,298	764	167	5,055	1,142	183	2,170	709	73	2,216	667	72	2,163	513	172	975	443	15	50	23	9
合 計	男	7,884	2,247	480	6,670	1,357	255	3,280	991	257	11,077	2,701	345	6,211	1,397	269	6,639	1,674	238	7,348	1,717	299	3,995	997	65	696	210	8	
	女	6,226	1,385	465	5,513	1,291	194	3,298	764	167	5,055	1,142	183	2,170	709	73	2,216	667	72	2,163	513	172	975	443	15	50	23	9	

官 野 林 有 公				業 事 木 土								業 事						
昭 和 元 年	二 年	三 年	四 年	平 均	八 年	七 年	六 年	五 年	四 年	三 年	二 年	昭 和 元 年	平 均	八 年	七 年	六 年	五 年	四 年
一・一三	一・一九	一・一八	一・二六	一・一三	〇・八三	〇・七七	〇・九五	一・二三	一・二八	一・三四	一・三〇	一・三二	一・三二	〇・六九	〇・六八	〇・七四	一・〇二	一・一五
一・七五	二・五〇	二・二〇	一・八五	一・七五	一・六六	一・六〇	一・八〇	一・七五	二・二〇	二・二九	二・五〇	二・六五	二・六五	一・五〇	一・五〇	一・三五	一・八〇	一・七五
〇・五〇	〇・四〇	〇・四四	〇・四四	〇・五〇	〇・三〇	〇・二八	〇・三〇	〇・四〇	〇・四五	〇・五〇	〇・五〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇
〇・七三	〇・六八	〇・七三	〇・七二	〇・七三	一・六三	一・七五	一・八四	二・六六	二・八三	三・三〇	二・三九	二・五九	二・五九	〇・四三	〇・四三	〇・四七	〇・五九	〇・六六
一・〇〇	一・二〇	一・一〇	一・一〇	一・〇〇	四・〇〇	二・七〇	三・〇〇	四・〇六	四・三三	四・八二	四・三三	五・〇〇	五・〇〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・六五	〇・八二	一・一〇
〇・四二	〇・三五	〇・三〇	〇・三〇	〇・四二	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・〇〇	一・六〇	一・九〇	一・四四	一・五〇	一・五〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇
〇・六六	〇・六六	〇・六六	〇・六四	〇・六六	一・二八	一・二六	一・五八	二・二三	二・三三	二・五八	二・二九	二・三三	二・三三	〇・三九	〇・三九	〇・四〇	〇・五六	〇・六三
一・五〇	一・一〇	〇・九〇	〇・九〇	一・五〇	二・一〇	二・七〇	二・〇〇	三・九二	三・五〇	四・〇〇	三・五〇	四・〇〇	四・〇〇	〇・五五	〇・五五	〇・六〇	〇・八〇	〇・九〇
〇・三〇	〇・三〇	〇・三五	〇・三五	〇・三〇	〇・六〇	〇・六五	〇・七〇	〇・五〇	一・一〇	一・〇〇	一・八〇	一・〇八	一・〇八	〇・一八	〇・一五	〇・二〇	〇・二〇	〇・三五
					一・三三	一・三三	一・三八	一・八一	二・三九	二・八〇	一・九七	二・五一	二・五一					
					三・〇〇	一・八〇	二・〇〇	三・九〇	四・〇〇	四・三三	四・三三	四・三六	四・三六					
					〇・六〇	〇・七〇	〇・七〇	〇・九五	一・一〇	一・五〇	一・四〇	一・五〇	一・五〇					

造林、土木の各種事業共各年度に於ける労働者の数は毎年大なる變動なく、其需給關係は一般労働者と大體傾向を一にし、經濟界不況の現存に於ては、尙与木守算及入与木守算于此木算は、歩長の之弗也其産量より、其の甚産産量より、

業事林造行		五年	六年	七年	八年
延人員	〇・九六	一・六五	〇・四〇	〇・六三	〇・九〇
延人員並賃銀	二・七〇	一・四〇	〇・三〇	〇・六〇	〇・三〇
延人員並賃銀	一・一〇	〇・三〇	〇・四六	〇・六〇	〇・六〇
延人員並賃銀	〇・七五	〇・三〇	〇・四六	〇・六〇	〇・六〇
延人員並賃銀	〇・六八	〇・三〇	〇・四六	〇・六〇	〇・六〇
延人員並賃銀	〇・六八	〇・三〇	〇・四六	〇・六〇	〇・六〇
延人員並賃銀	〇・六八	〇・三〇	〇・四六	〇・六〇	〇・六〇
延人員並賃銀	〇・六八	〇・三〇	〇・四六	〇・六〇	〇・六〇
延人員並賃銀	〇・六八	〇・三〇	〇・四六	〇・六〇	〇・六〇
延人員並賃銀	〇・六八	〇・三〇	〇・四六	〇・六〇	〇・六〇

二、國(公)有林事業従事労働者並賃銀の静態

國有林野に於ける官行斫伐造林其他各種業務の遂行に當り、直接農山村民に支拂ふ賃銀の莫大なる額に達すること茲に喋々の要なきも、産業に恵まれざる僻陬なる山村に於て、國有林野各種事業の經營は直接部落民に労働の機會と現金收入の途を與へ、其購買力補給に重要な役割を占めつゝあり。特に匡救事業に依る林道開設、撫育、砂防、造林等國有林野各種業務に従事する労働者並に賃銀は莫大なるものあり。當局は國有林野所在市町村に於ける各般の狀勢を認識し労働分配の適正を期し、以て地元市町村の經濟的發展を圖りつゝあり。

仍國有林野、公有林野官行造林地事業従事労働者の人頭數、延人員並賃銀を年度別、縣別並事業別に表示すれば次の如し。

(1) 自昭和元年度國有林事業従事労働者人頭數、延人員並賃銀調

年	度	人頭數	延人員	賃銀
昭和	元	八〇,九五三	一,四七二,一九六	二,〇三二,一五六
昭和	一	九四,九三九	一,六一一,四八七	二,二五五,八九九
昭和	二	八三,六四〇	一,六一五,〇〇二	二,二〇三,八一六
昭和	三	八九,〇七五	二,〇五九,八二〇	二,八二一,一七六
昭和	四	九三,五九七	二,三二九,三七〇	二,八一四,九六三
昭和	五	八五,二一五	二,三二九,六六六	二,三〇四,七八六
昭和	六			
昭和	七			
昭和	八			

(2) 昭和八年度國有林、公有林野官行造林地事業従事労働者縣別賃銀調

縣	別	男女別	人頭數	延人員	賃銀總額
岩手	手	男	六七七	一七,五八一	一二,八三三
		女	二一八	三,八三八	一,三一五
秋田	田	男	四七,六六八	一,八九九,五六〇	一,八〇七,六二三
		女	一三,七七一	二八一,九七一	一一八,二四三
山形	形	男	二六,五二七	四五六,七七六	三六七,四五四
		女	五,九二八	一一九,〇八二	五二,一九六
計			九四,七八九	二,七七八,八〇八	二,三五九,六六四

(3) 昭和八年度國有林、公有林野官行造林事業地別、專兼別賃銀調

種目	延人員		賃銀	
	專業	兼業	專業	兼業
斫伐事業	七六九,四九〇,八九一	三九九,七〇二	六九,六四七	一,一八九,二二
製材事業	三三,二七,九五二	三,〇三九	七七六	二五,一五
造林事業	七七一,〇七	四四九,五三三	一四四,八五一	五三六,七三九
土木事業	三九,七六六	三五,四六七	五,一七八	三九,二三五
計				
男				
女				
計				
男				
女				
計				
男				
女				
計				
男				
女				
計				

同	同	社寺有林	材積	測定	二同	三材積	九〇〇ha	五・八一
秋田縣計	七四						五五三・〇九 四三二・六三 一五二・六四 四一六・八五 本 m m ³ kg ha	八・七五 八・〇七 五・五九 三・八五 本 m m ³ kg ha
山形縣計	二七						一五八・八八 〇八〇・一六 〇九八・一六 〇七二・七二 本 m m ³ ha	一九三・八二

第六 造林用種子乾燥場設備

昭和九年七月四日農林省令第十五號を以て、造林用種子拂下規則の公布を見たが、是民有林の造林成績の向上を圖る爲、國有林内の適當なる母樹より採取したる種子を民間希望者に供給し、優良種子の普及に努めんとする趣旨に出でたるものにして、之が供給を完全ならしむる爲には、自然乾燥に依らず、火氣乾燥に依り管内各營林署にて採取せる稔果を取纏め處理するの他無し。斯くて稔果乾燥場を荷上場營林署管内二ツ井貯木場内及大曲營林署管内七五三掛野苗圃内に設置したり。

樹種	荷上場 稔果乾燥場		大曲 稔果乾燥場		合 計	
	豐年の數量	種 子(庇)	豐年の數量	種 子(庇)	豐年の數量	種 子(庇)
赤松	一、一〇〇	(五五)	一、二〇〇	(六〇)	二、三〇〇	(一一五)
杉	一四、四四〇	(二、〇二六・一)	一一、五三〇	(三、七八四・一)	二六、九七〇	(二、六九七)
計	一五、八二〇	(二、一〇一・一)	一二、七三〇	(五、八五八・〇)	二八、五五〇	(七、九七二)

黒松	二八〇	(二二〇)	五六〇	(四〇〇)	八四〇	(六六〇)
計	一五、八二〇	(二、一〇一・一)	一四、二九〇	(三、九五九・一)	三〇、一一〇	(六、〇六二)

而して昭和九年度に於て拂下可能量杉稔果一、五四〇庇に達せり。仍本乾燥場は其の休業期に地元民に開放し、各種副産物の乾燥に利用せしめ、以て有利販賣の資に供せしむる見込なり。

第七 國有林野所在市町村交付金

昭和四年農林省令第十號を以て國有林野所在市町村交付金交付規則制定せられ、爾來毎年地元市町村に交付金を交付することゝなれり。

當管内に於ける昭和九年度の交付金額は六二、五五〇圓七四〇にして、此の不況に際し山村經濟の緩和を圖り、直接に負擔の軽減となり、間接に地元民の生活乃至産業の助成に貢献する所尠からず。

昭和九年度に於ける交付金額五十圓以上の町村に就き之の使用狀況を示せば次表の如し。

費 途	別	交 付 金 額	市 町 村 數
一 般 歳 出 (町村税滞納補填金共)		一六、三九三・五七	四二 (四七)
土木事業に關するもの (借入資金償還金共)		一四、二七九・〇五	三〇 (四四)
造林に關するもの		七、四六三・一四	二一 (二七)
勸 業 費		五、九一一・四八	一〇 (一五)
教 育 費 (學校費、教員給等)		五、六一四・四四	一六 (二一)
學 校 建 築 費 (起償償還金共)		四、七一九・四八	四 (五)
林野保護管理に關するもの (關係組合費補助並に看守人手當等)		三、二三四・二七	一八 (三〇)

凶作對策資金	二、一七三・六九	二	(三)
役場費(吏員給料共)	五四〇・〇〇		(三)
警備費	四七四・七三	二	(三)
畜産に關するもの	四七〇・〇四	二	(二)
製炭に關するもの(關係組合補助並指導員手當)	四六〇・〇〇	一	(四)
計	六一、七三三・八九	一四八(二〇四)	

備考 一、表中に二種以上の費途に使用したる町村は其の主なる方を掲上し他は()を附す

二、交付金額五十圓未満の町村數は四十五、其の交付金額八一六圓八五〇なり

尙既往三ヶ年に於ける交付したる市町村數及び金額を縣別に表示すれば次の如し。

縣別	昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度	
	市町村數	交付金額	市町村數	交付金額	市町村數	交付金額
岩手	一	一、三三一・二三	一	一、三三三・三〇	一	一、三三四・九七
秋田	一一〇	三六、三五九・五六	一〇九	三六、三三九・三九	一一二	三六、二七七・〇四
山形	七八	二五、〇二四・一〇	七八	二五、〇五七・三三	八〇	二四、九三八・七三
計	一八九	六二、七二四・八九	一八八	六二、七三〇・〇二	一九三	六二、五五〇・七四

